

## 「特定生産緑地」指定の申込み手続の留意事項

次の事項についてご留意いただき「特定生産緑地」の指定手続をお願いします。

### ① 「特定生産緑地」指定の対象となる生産緑地

生産緑地地区の告示(指定)から30年を近く迎える生産緑地で、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況などを勘案して生産緑地地区指定から30年経過後も、その保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものです。  
(生産緑地として適正に管理していない農地等は、「特定生産緑地」の指定が受けられない場合があります。)

### ② 「特定生産緑地」指定に向けた申込み手続きの受付を開始する生産緑地

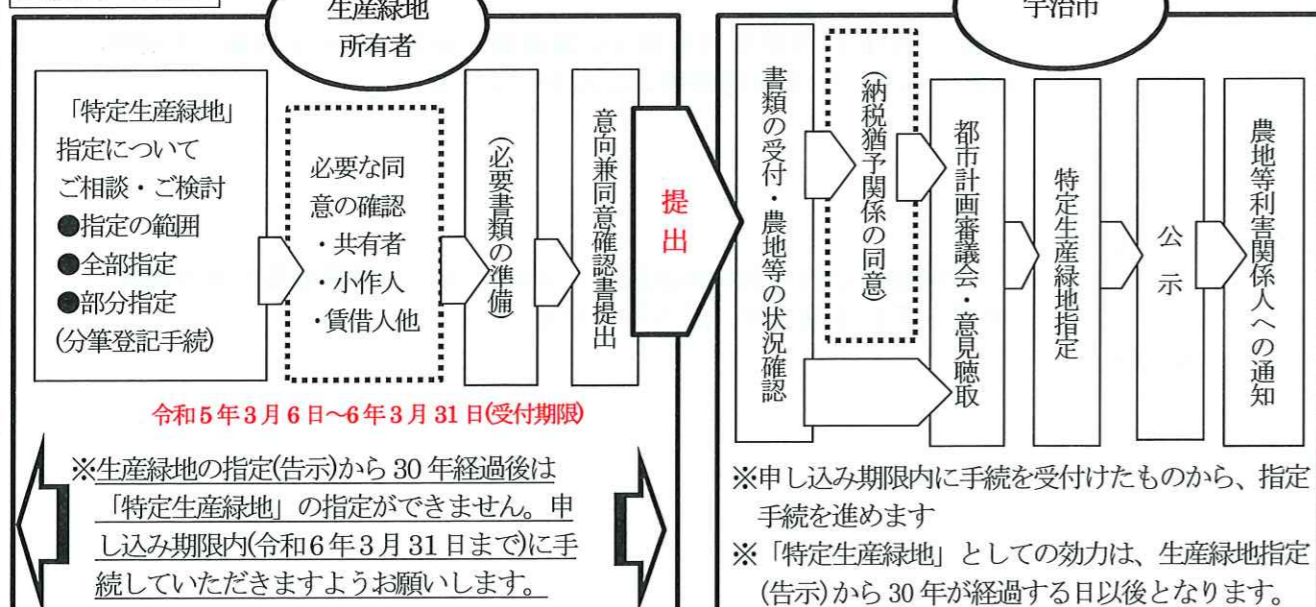
#### ● 「平成6年12月19日」に指定(都市計画の告示)された生産緑地

- 告示(指定)から30年が経過する日以後は「特定生産緑地」の指定を受けられなくなります
- 平成7年以降に指定(都市計画の告示)された生産緑地は、今後において別途のご案内を予定しています。

### ③ 「特定生産緑地」指定の申し込み手続について

- 「特定生産緑地」指定の申し込み手続は、手続様式「特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書」(添付書類含む)の提出により、所有者の方の「特定生産緑地」指定の意向の確認と農地等利害関係人の同意を確認します。  
※手続様式「特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書」  
※添付書類(土地の登記事項証明書〈全部事項証明書〉、印鑑証明(所有者・農地等利害関係人)、その他)
- 農地等利害関係人とは  
※所有者(共有者含む)全員。または、相続人全員。  
※登記されている抵当権者、永小作権者等及び対抗要件を備えた賃借権者等。  
※相続税等の納税猶予に係る抵当権については、本市が一括して税務署の同意を取得します
- 申し込み手続きの受付期間 **令和5年3月6日～令和6年3月31日**

#### 手続きの流れ



### ④ 「特定生産緑地」指定後の延長について

- 「特定生産緑地」の指定後は10年ごとに指定の継続(延長)の判断ができます。「特定生産緑地」指定後に10年間の期限が到来する「特定生産緑地」については、延長手続により、さらに10年間の「特定生産緑地」の延長となります。  
※「特定生産緑地」を更新する場合においても指定(延長)後10年が経過する日までに決定の手続が必要となります。

### ⑤ 部分的な「特定生産緑地」の指定について

- 「特定生産緑地」は一筆(土地登記)ごとに指定  
対象となる生産緑地の一部を「特定生産緑地」として指定することができます。ただし、税金の取扱いなどが変わるため原則として土地登記が一筆ごとになっていることが必要となります。一筆地の一部を指定しようとする場合は、あらかじめ分筆登記が必要となります。  
当初の生産緑地指定から分筆ができていない場合も「特定生産緑地」に指定する場合は、原則として、分筆登記が必要となります。  
※ 手続期間内に分筆等が困難な特別なご事情等がある場合はご相談下さい。

【対象となる生産緑地3筆の内2筆を「特定生産緑地」に指定する場合】



【対象となる生産緑地1筆の一部分を「特定生産緑地」に指定する場合】



- 「特定生産緑地」の指定が300㎡未満の場合  
生産緑地指定要件の300㎡に満たない「特定生産緑地」と「特定生産緑地」の指定を受けなかった生産緑地により一団の要件となっている場合は、「特定生産緑地」の指定を受けなかった生産緑地が「買取り申出」等で解除となり廃止となった場合は、「道連れ解除」となる場合がありますのでご注意下さい。



#### ご相談・お問い合わせ

宇治市役所 都市整備部 公園緑地課  
〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 (市役所本館4階)  
電話 0774-22-3141(内線 2419・2420) FAX 0774-21-0409

ご相談については、可能な限り事前に日程の調整をお願いします。